

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上の上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
 - 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
 - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
 - 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**
- （都道府県）
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

（都道府県）

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
 - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
 - 障害児相談支援の利用児童数
 - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- （都道府県）
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
 - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

（都道府県）

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**
- （市町村）
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
 - 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
 - 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
 - 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための

生産性向上

（都道府県）

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（市町村）

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- （都道府県・市町村）
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数



「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に関する地方自治体向け説明会

6. 地域差の是正について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

地域差の是正・指定の在り方に係る現状の課題と対応の方向性

1 現状と課題

- 近年、市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める「障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」を上回り、サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、相対的に提供体制が薄い地域が存在し、結果的に利用者のニーズへの対応状況にばらつき（地域差）が大きくなっている。
- この地域差を緩和するためには、高齢化・人口減少が進み、大都市部、一般市等、中山間・人口減少地域といった地域ごとに状況が異なる中で、それぞれの状況に応じて必要なサービスが提供される体制を整備する必要があるが、利用者のニーズに対して必要なサービスの供給が追いついていない地域においてサービス提供体制の整備を図るためにも、まずは、計画に定める「必要な量の見込み」を上回りサービス提供量が増加し続ける状況を緩和する必要がある。
- その対応策としては、現行制度を前提とすると、以下の仕組みを活用することが考えられる。
 - ・ 市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める障害福祉サービス等の「必要な量の見込み」の算定
 - ・ 計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、都道府県等が事業所等の指定をしないことができる仕組み（いわゆる総量規制）
 - ・ 市町村が計画に記載した地域のニーズに即したサービス提供体制の確保が図られるよう意見を申し出て、都道府県がその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付す仕組み（いわゆる意見申出制度）
- 障害福祉サービス等は、給付費がほぼ全額公費でまかなわれている制度であることや、国費に係る自治体間の公平性の観点なども踏まえれば、一定程度、地域差を是正し、質を確保しつつ、供給が計画的かつ効率的に行われるような方策が必要である。

2 対応の方向性

以下の対応を総合的に実施することとする。

- (1) 地域差を是正し、サービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策
- (2) 地域のニーズに沿ったサービス提供体制確保のための指定の在り方
- (3) サービスの質の確保のための方策

地域差の是正・指定の在り方に係る対応の大枠

(1) 地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策【指針に明記】

- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村（※1）における対象サービス（※2）に関し、国から、以下の内容を要請する。

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

（ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない）

- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

（強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズをいわゆる総量規制の例外とするなどの運用が可能）

※1 要件1：中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村（市町村は特別区を含む。以下同じ。）

※2 対象サービス：いわゆる総量規制の対象サービス

（現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設）

（★今後、地域におけるニーズと供給の分析等に係る調査研究を行い、その結果や、自治体における対応状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する。）

(2) 指定の在り方（いわゆる総量規制・意見申出制度）

地域のニーズに沿ったサービス提供体制の確保のため、以下の取組を進める。

① 意見申出制度の更なる活用促進【指針等】

- 意見申出制度の積極的な活用について、基本指針に明記するなど、引き続き推進。

② 共同生活援助の扱い【省令・通知等】

- 共同生活援助（グループホーム）をいわゆる総量規制の対象に追加する。その実施にあたっては、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズがある場合はいわゆる総量規制の例外とするなどの運用方法等について周知する。

※ サービスの質の確保に向けた指定制度の在り方や指定基準の在り方等は引き続き検討

(3) サービスの質の確保のための方策【通知等】

各サービスの質の確保・向上のため、以下の取組を進める。

① 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン

- 新規指定時の確認事項や、運営状況の適切な把握方法を提示。

② 共同生活援助のガイドライン、管理者の資格要件等

- グループホームの運営や支援内容に関する基準を提示。
- グループホームの管理者の資格要件等を検討。

③ 運営指導・監査の強化

- 運営指導の重点化、業務管理体制検査の強化を行うとともに、マニュアル作成、研修の充実を図る

④ 障害児支援における質の確保

- 全国共通の枠組みでの障害児支援人材研修の実施(R9年度以降)

地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策(イメージ)

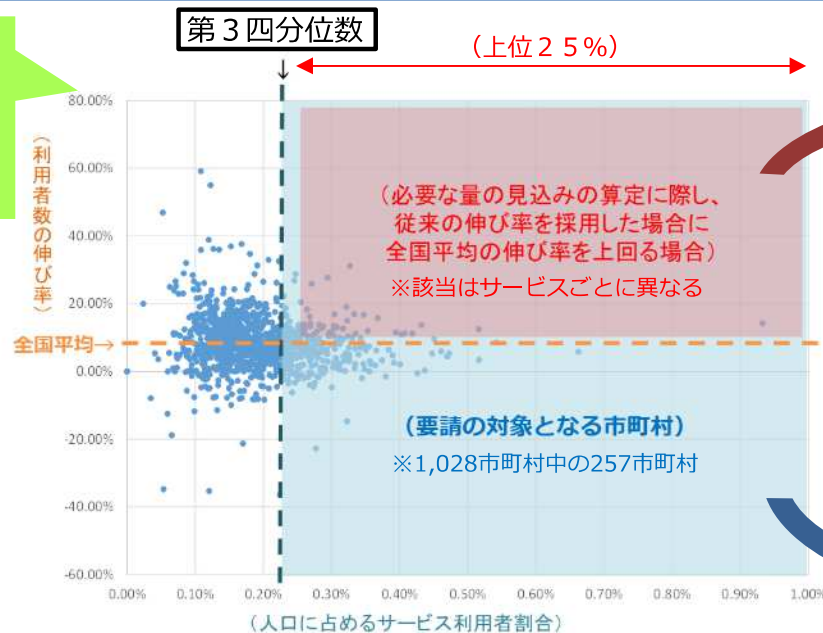
- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、右の内容を要請する。

(※1) 対象となる市町村 (特別区を含む。以下同じ。)

要件1：いわゆる**全部過疎の市町村でない** こと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合(年齢調整しないもの)が、
要件1を満たす市町村の**上位25%の市町村**

【要件1】
全部過疎市町村を除いたグラフ
(⇒1,028市町村)



(※2) 対象サービス

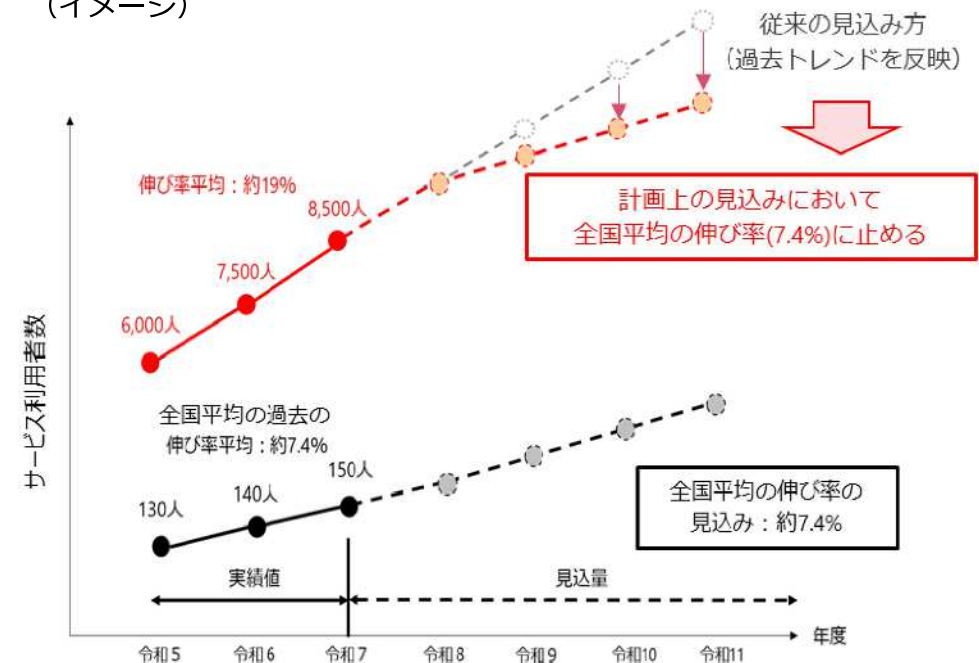
いわゆる総量規制の対象サービス(入所施設を除く)※
(現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、
児童発達支援、放課後等デイサービス)
※共同生活援助を対象に加える省令改正(令和9年4月1日施行)

国から要請する事項

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

(イメージ)



- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズをいわゆる総量規制の例外とするなどの運用が可能)

基本指針の記載①

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

（略）その上で、障害福祉サービス等の提供体制が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、特定障害福祉サービス（障害者総合支援法第三十六条第二項に規定する特定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び特定障害児通所支援（児童福祉法第二十一条の五の十五第二項に規定する特定障害児通所支援をいう。以下同じ。）に係る事業者の指定に当たっては、都道府県等は、当該サービスの量が、障害福祉計画等において定める必要な量に既に達している等、障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、事業者の指定をしないことができることとされている。特に、別表第五の一の項に掲げる要件に該当する市町村における事業者の指定に当たっては、都道府県等は、当該規定を踏まえた対応が必要である。ただし、地域の実情を踏まえ、強度行動障害の状態にある児者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアを必要とする児者等の重度障害児者等の個別ニーズを勘案し、必要な場合には、当該個別ニーズへの対応の必要性や当該サービスの重度障害児者等の利用者数の見込みを障害福祉計画等に定める等により、当該個別ニーズに対応する事業者を指定する等の運用が望ましい。その際、市町村においては、当該ニーズに関する意見の申出を積極的に実施することとする。

▶要請事項②（いわゆる総量規制等の活用）

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

（一）各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

令和十一年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第一を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。特に、別表第五の一の項に掲げる要件に該当する市町村においては、特定障害福祉サービス及び特定障害児通所支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるに当たっては、次に掲げる方法により設定することを基本とする。

▶要請事項①（見込みの設定方法）

(1) 同表の二の項に掲げる算定方法

(2) 地域の具体的なニーズ調査を踏まえ、市町村障害福祉計画等において、(1)と異なる算定方法をその必要性及び根拠を添えて示す場合には、当該算定方法

基本指針の記載②

別表第五

項	要件及び方法
一	(1) 全部過疎市町村（※1）ではないこと かつ (2) 当該サービスの、人口（※2）に占めるサービス利用者割合が、(1)を満たす市町村の上位25%の範囲内であること
二	当該市町村における当該サービスの利用者数の伸び率（※3）が、全国の当該サービスの利用者数の伸び率を上回る場合は、当該市町村における当該サービスの令和9年度から令和11年度までの見込みについては、当該市町村における当該サービスの令和8年度の見込みと全国の当該サービスの利用者数の伸び率を用いて定める（※4）。
備考 1 全部過疎市町村については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域のうち、いわゆる過疎区分が全部過疎である市町村とする。 2 人口については、特定障害福祉サービスの場合は、18歳以上の人口とし、特定障害児通所支援の場合は、18歳未満の人口とする。 3 利用者数の伸び率については、令和5年度から令和7年度までの幾何平均を用いる。 4 この方法による場合は、全国の当該サービスの利用者数の伸び率が正の値であるときに限る。	

▶ 対象市町村

▶ 要請①
(見込みの設定方法)

第8期障害福祉計画等にかかる今後のスケジュール

		市町村	都道府県	厚生労働省
令和8年	4月			・自治体向け説明会の実施
	5月			
	6月			
	7月			・改正PDCAマニュアルの配布 ・社会福祉法等の改正に伴う基本指針の改正
	8月	・都道府県と連携しながら対応	・管内の要請対象市町村を把握 ・要請対象の市町村に通知するとともに連携	・都道府県に対象サービスにおける要請対象市町村を通知
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
令和9年	1月			
	2月			
	3月			

障害福祉計画等の策定（策定後、都道府県に提出）

障害福祉計画等の策定（策定後、主務大臣に提出）

第8期障害福祉計画等
中間報告

対象市町村の決定について

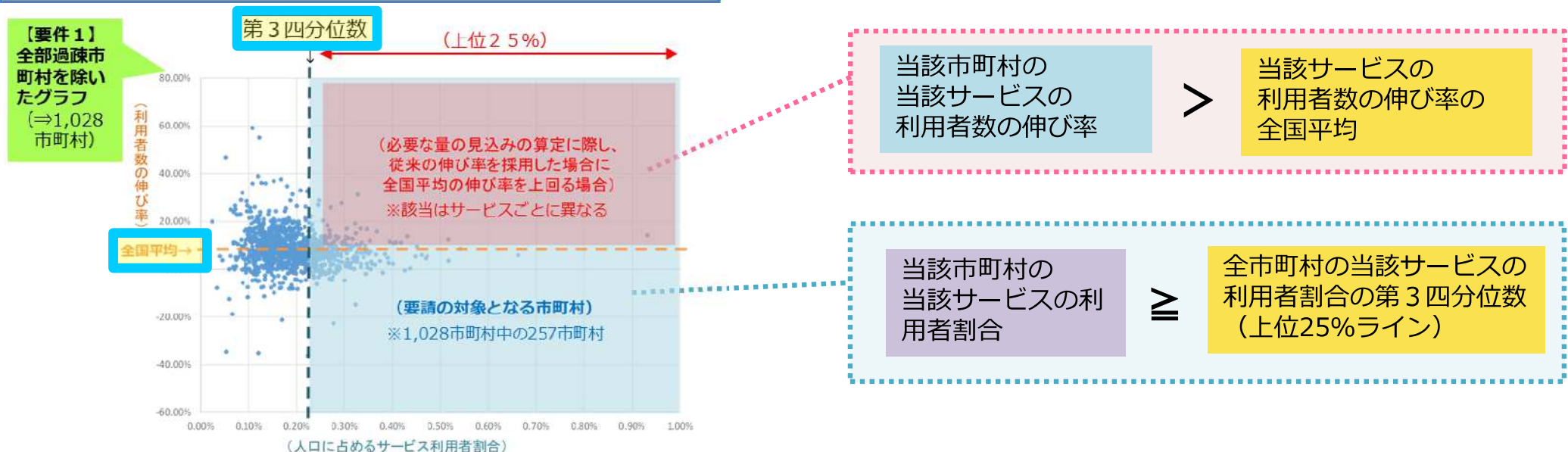
◆対象となる市町村については、厚生労働省から都道府県ごとに通知する（8月上旬目途）。

（※1）対象となる市町村（特別区を含む。以下同じ。）

要件1：いわゆる**全部過疎の市町村でない**こと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合（年齢調整しないもの）が、
要件1を満たす市町村の**上位25%の市町村**

★サービスごとに対象市町村は異なる



（参考）計算方法

○利用者割合：
$$\frac{(\text{令和5年度の当該サービス利用者数の年度平均}) + (\text{令和6年度の当該サービス利用者数の年度平均}) + (\text{令和7年度の当該サービス利用者数の年度平均})}{(\text{令和5年度の18歳以上または18歳未満人口}) + (\text{令和6年度の18歳以上または18歳未満人口}) + (\text{令和7年度の18歳以上または18歳未満人口})}$$

※各年度の18歳以上または18歳未満人口については、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」の「【総計】市区町村別年齢階級別人口」を用いて算出する。なお、当該人口のデータは、5歳階級毎の人口データであるため、「人口推計（各年10月1日現在人口）（総務省統計局）」の「年齢（各歳）、男女別人口の計算表－総人口、日本人人口」を用いて按分し算出するものとする。

○サービス利用者の伸び率：
$$\frac{(\text{令和6年度の当該サービス利用者数の年度平均})}{(\text{令和5年度の当該サービス利用者数の年度平均})} - 1 \text{ と } \frac{(\text{令和7年度の当該サービス利用者数の年度平均})}{(\text{令和6年度の当該サービス利用者数の年度平均})} - 1 \text{ の幾何平均}$$

要請事項①（必要な量の見込みの設定方法）について

◆要件

（前頁参照）

当該市町村の当該サービスの利用者割合 $\geq$ 全市町村の当該サービスの利用者割合の第3四分位数

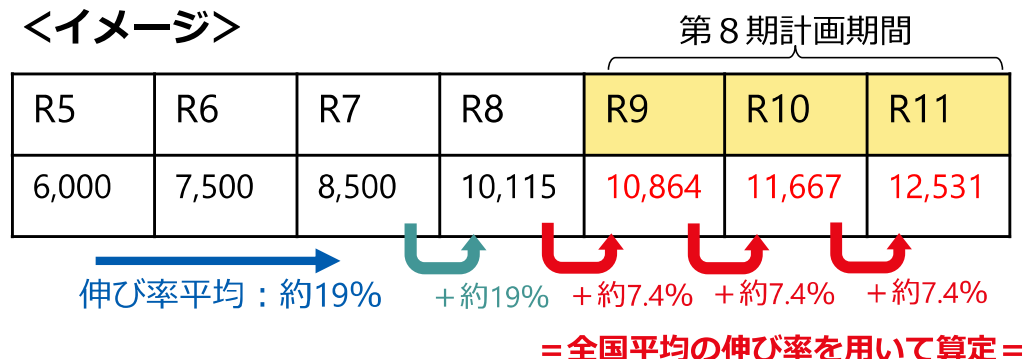
当該市町村の当該サービスの利用者数の伸び率 $>$ 当該サービスの利用者数の伸び率の全国平均

【要請事項①】

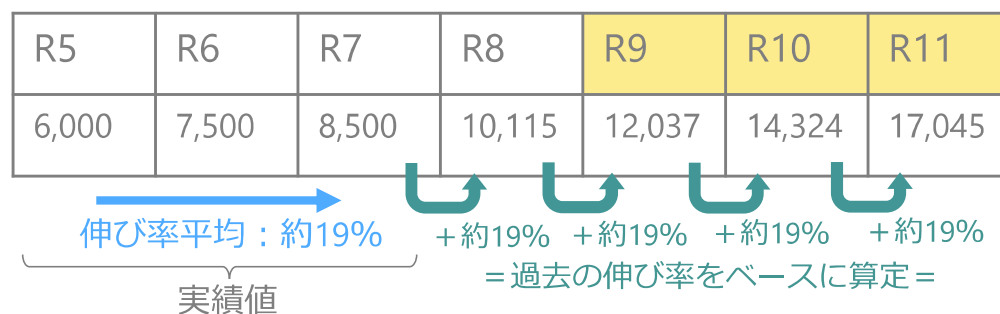
- 当該サービスの必要な量の見込みを算定するにあたっては、過去の伸び率をベースに見込みを算定するのではなく、全国平均の伸び率を用いて算定する。

※ 地域の具体的なニーズ調査を踏まえ、異なる算定方法を取る場合は、市町村障害福祉計画等において、その必要性及び根拠を添えて、当該算定方法を示す必要。

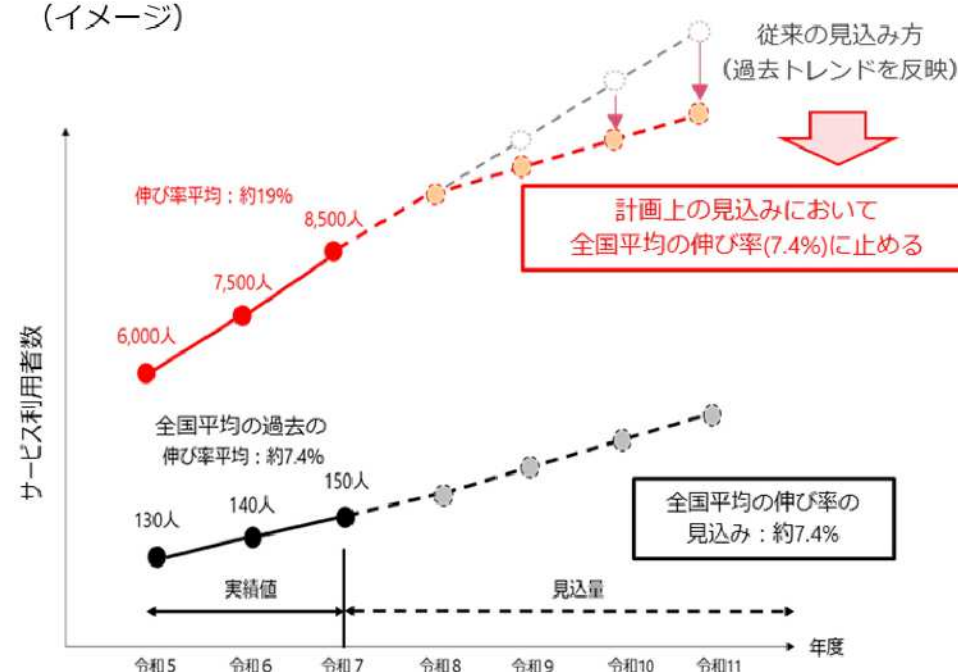
<イメージ>



<参考：従来の方<方法>



（イメージ）



（参考）いわゆる総量規制について

【要請事項②（いわゆる総量規制等の活用）】

- 都道府県等は、基本指針に即して、必要な障害福祉サービス等の見込み量を設定した障害福祉計画・障害児福祉計画を作成する。
- 都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、**都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）には、事業所等の指定をしないことができる**（いわゆる総量規制）。

対象サービス等

H18年度～ 生活介護、就労継続支援B型、障害者支援施設
 H29年度～ 就労継続支援A型
 H30年度～ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設
 R9年度～ 共同生活援助

※対象サービスは省令で規定

事業所等から指定申請があった場合に、以下の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

(1) 既に以下の状態になっているか又は当該事業者の指定により以下の状態となるとき

都道府県等が定める**区域**における当該サービスの量※1
 （実績値）

≥

都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画において定める、都道府県等が定める**区域**における当該サービスの必要な量の見込み※2

※1 障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等における当該施設の入所定員の総数

※2 障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画において定める、当該施設の必要入所定員総数の見込み

(2) その他、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

参照条文（いわゆる総量規制関係）

【要請事項②（いわゆる総量規制等の活用）】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3・4（略）

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

6～8（略）

※児童福祉法にも同様の規定あり。

要請事項②（いわゆる総量規制等の活用）について

◆要件 （7頁参照）

当該市町村の当該サービスの利用者割合

≥

全市町村の当該サービスの利用者割合の第3四分位数

【要請事項②】

- 都道府県が、対象市町村における対象サービスに係る事業者の指定をするにあたっては、
いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること。

※ 地域の実情を踏まえ、強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズをいわゆる総量規制の例外とするなどの運用が可能（14頁参照）

趣 旨

- いわゆる総量規制は、指定権限のある都道府県の計画で定める「区域」において、当該サービスの量が、計画に定める必要な量の見込みに達している場合など、都道府県の計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、発動することができる。

（※他のサービスとの連携を図る観点から、障害保健福祉圏域を標準として当該区域を定めることとされている。）

- 要請事項②の趣旨は、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、対象市町村における対象サービスに係るいわゆる総量規制については、当該市町村を含む「区域」全体における当該サービスの提供量と見込量の比較だけでなく、当該市町村における当該サービスの提供量と見込量の比較等により、都道府県計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、いわゆる総量規制を発動できるというもの。
- 具体のいわゆる総量規制の実施方法については、次頁以降に整理したとおり。

※指定権限を有する市が対象市町村となった場合のいわゆる総量規制については、これまでどおり実施。

対象市町村における対象サービスに係るいわゆる総量規制①

【要請事項②（いわゆる総量規制等の活用）】

○ 対象市町村における対象サービスについて、

当該市町村における当該サービスの量 $\geq$ 当該市町村における当該サービスの必要な量の見込み

となるとき等、都道府県障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、

当該市町村における当該サービスに係るいわゆる総量規制が可能。

※ 都道府県計画において、対象市町村における対象サービスについては、基本指針に基づき、いわゆる総量規制を行うことがある旨を記載しておく必要がある。

＜＜イメージ＞＞ ※対象サービスについて、当該サービスの提供量が、区域X全体の見込量以上ではないが、A市（対象市町村）においては、見込量以上となる場合

区域X：サービス提供量460人 $\leq$ 見込量500人

A市※
サービス提供
量300人
 $\geq$ 見込量300人

B市※
サービス提供
量120人
 $\leq$ 見込量150人

C町
サービス提供
量40人
 $\leq$ 見込量50人



都道府県計画において、対象市町村における対象サービスについては、基本指針に基づき、いわゆる総量規制を行うことがある旨を記載したうえで、

A市の提供量 $\geq$ A市の見込量 となる等、

都道府県障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、

A市における当該サービスに係る
いわゆる総量規制が可能

※A市：一般市かつ対象市町村、B市：一般市

- 対象サービスについては、対象市町村1つからなる「区域」設定することにより、

当該区域（＝対象市町村）における
当該サービスの量

≥

当該区域（＝対象市町村）における
当該サービスの必要な量の見込み

となるとき等、都道府県障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、
当該区域（＝対象市町村）における当該サービスに係るいわゆる総量規制が可能。

※ 他のサービスとの連携を図る観点から、障害保健福祉圏域を標準として当該区域を定めることとされているが、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、対応する必要がある。
（現在も、地域の実情を踏まえ、特定のサービス類型について、市域をもって区域とする運用が行われている。）

＜＜イメージ＞＞



※A市：一般市かつ対象市町村



対象サービスについて、
A市のみからなる区域を設定したうえで、

区域Aの
提供量

≥

区域Aの
見込量

となるとき、

区域A（＝A市）における
当該サービスに係るいわゆる総量規制が可能

(参考) いわゆる総量規制の例外的な取扱：個別ニーズへの配慮に関する自治体の好事例

- いわゆる総量規制の実施にあたっては、地域の実情を踏まえ、強度行動障害者、重症心身障害者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズを丁寧に勘案し、例外とするなどの運用方法を実施している事例がある。

障害福祉計画に個別ニーズに係るサービスの見込み量を設定している例

【A市】

サービス名	R 6	R 7	R 8
生活介護	..人	..人	..人
うち障害支援区分5または6の人	..人	..人	..人
うち医療的ケアの必要な人	..人	..人	..人

【B市】

サービス名	R 6	R 7	R 8
生活介護	..人	..人	..人
うち重度障害者※	..人	..人	..人

※重度障害者：障害支援区分4以上

【C市】

サービス名	R 6	R 7	R 8
生活介護	..人	..人	..人
うち強度行動	..人	..人	..人
うち医療的ケア	..人	..人	..人

見込み量を超過する場合でも、一定のケースではいわゆる総量規制を発動しないこととしている例

【D市】

- **強度行動障害者／重症心身障害者／医療的ケアを必要とする者を対象とする生活介護事業所／児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を設置する場合**は、いわゆる総量規制の例外としている。
- 例外的な取扱いの適用により指定を受けようとする事業者は、事前に「総量規制の例外的な取扱いの適用に係る事業計画書」を担当課に提出する必要がある、当該担当課の承認により指定申請書が受理される。

【E市】

- 利用者のニーズ及び事業所の設置状況を勘案し、**合併前の旧4町に設置する場合**は、いわゆる総量規制の例外としている。

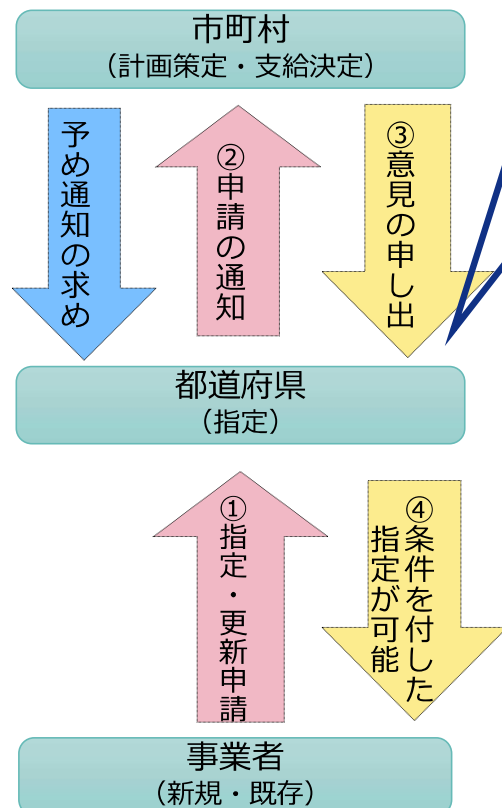
参考資料

（参考）地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み

制度概要

- 市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。
- この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、令和6年4月から、
 - ・ 市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること
 - ・ 都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うことができることとした。

スキーム



想定される条件（例）

- (1) 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- (2) 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- (3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- (4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること

制度の活用について

- 都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。
- 指定都市及び中核市においても、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。
- なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。
 - ・ 制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること
 - ・ 市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること

就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保のため、指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインを作成

- ① 新規指定時に自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
- ② 自治体の指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、運営状況を把握するための負担軽減になるチェックツール等の開発・提供

障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を就労継続支援サービスとして行っている事業者の参入があるといった指摘

- ▶▶▶ ・先々の運営に関して疑問が残る場合でも、指定申請書及び関係書類が揃っていれば指定申請自体を不受理にできない等の課題
- ・就労系障害福祉サービスの運営に当たっては生産活動や民間企業の決算書類に関する知識などが必要とされるが、指定・指導事務の担当年数が3年未満の自治体職員が半数以上で、専任的な担当者が少ないため、制度理解や書類審査に難しさを感じる職員が多いという課題

- ✓ 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労支援会計など事業運営に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労の知識と能力を高める支援内容になっているか
- ✓ 安定した収益が見込める生産活動の確保ができていますか

**自治体の指定・指導業務
の適切な実施**

就労継続支援の質の確保

① 新規指定時の確認

事前説明／事業計画書等審査（開所予定地がある市町村への事業計画の説明・ニーズ把握の状況及びサービス選択理由・利用者の募集方法・生産活動の具体的な内容及び収入見込み・生産活動シート・既存事業所の運営状況の確認）／専門家会議審査／指定申請審査／現地審査 等

② 運営状況の把握

通常の運営指導の 主眼事項・着眼点

生産活動・会計状況の実態把握

- ✓「生産活動シート」の活用 → 生産活動収支・取引先情報の確認
✓生産活動の実態 ✓会計情報の確認 ✓工賃・賃金支払い状況の確認

【生産活動シート】

回答対象：数労協職員支援A型

2019年10月

作成者

作成場所（所属部署）

年度活動内容と収支状況に関するシート

【活動の留意事項】

- 本年度は、前年度実績について記載すること。
- 報告書提出が義務となる。白色の厚紙に活動報告の表を貼入しないこと。

1. 基本情報

法人名		
数労協支部名		
事業所名		
事業所所在地		
設立年月日		
代表者		
会期（前年度）目標金の目標達成率		
去年実績額		
予算金額		
経費削減率状況	前年度比 円	前年度比 円
収支差額	前年度比 円	前年度比 円
収支差額率	前年度比 円	前年度比 円

ネット・オンデマンド
ネット・オンデマンド

2. 年度活動内容

- 活動報告（1）「年度活動内容」の欄を必ず詳しく記入すること。
- 年度活動の収支を必ず、それぞれの年度活動の記入を記載すること。
- 「年度活動内容」の記入と記入の欄を必ず記入すること。（年度活動内容の記入と記入）を必ず記入すること。

年度活動内容	年度活動内容	年度活動内容
年度活動内容（1）	年度活動内容（2）	年度活動内容（3）
年度活動内容（4）	年度活動内容（5）	年度活動内容（6）
年度活動内容（7）	年度活動内容（8）	年度活動内容（9）
年度活動内容（10）	年度活動内容（11）	年度活動内容（12）
年度活動内容（13）	年度活動内容（14）	年度活動内容（15）
年度活動内容（16）	年度活動内容（17）	年度活動内容（18）
年度活動内容（19）	年度活動内容（20）	年度活動内容（21）
年度活動内容（22）	年度活動内容（23）	年度活動内容（24）
年度活動内容（25）	年度活動内容（26）	年度活動内容（27）
年度活動内容（28）	年度活動内容（29）	年度活動内容（30）
年度活動内容（31）	年度活動内容（32）	年度活動内容（33）
年度活動内容（34）	年度活動内容（35）	年度活動内容（36）
年度活動内容（37）	年度活動内容（38）	年度活動内容（39）
年度活動内容（40）	年度活動内容（41）	年度活動内容（42）
年度活動内容（43）	年度活動内容（44）	年度活動内容（45）
年度活動内容（46）	年度活動内容（47）	年度活動内容（48）
年度活動内容（49）	年度活動内容（50）	年度活動内容（51）
年度活動内容（52）	年度活動内容（53）	年度活動内容（54）
年度活動内容（55）	年度活動内容（56）	年度活動内容（57）
年度活動内容（58）	年度活動内容（59）	年度活動内容（60）
年度活動内容（61）	年度活動内容（62）	年度活動内容（63）
年度活動内容（64）	年度活動内容（65）	年度活動内容（66）
年度活動内容（67）	年度活動内容（68）	年度活動内容（69）
年度活動内容（70）	年度活動内容（71）	年度活動内容（72）
年度活動内容（73）	年度活動内容（74）	年度活動内容（75）
年度活動内容（76）	年度活動内容（77）	年度活動内容（78）
年度活動内容（79）	年度活動内容（80）	年度活動内容（81）
年度活動内容（82）	年度活動内容（83）	年度活動内容（84）
年度活動内容（85）	年度活動内容（86）	年度活動内容（87）
年度活動内容（88）	年度活動内容（89）	年度活動内容（90）
年度活動内容（91）	年度活動内容（92）	年度活動内容（93）
年度活動内容（94）	年度活動内容（95）	年度活動内容（96）
年度活動内容（97）	年度活動内容（98）	年度活動内容（99）
年度活動内容（100）	年度活動内容（101）	年度活動内容（102）
年度活動内容（103）	年度活動内容（104）	年度活動内容（105）
年度活動内容（106）	年度活動内容（107）	年度活動内容（108）
年度活動内容（109）	年度活動内容（110）	年度活動内容（111）
年度活動内容（112）	年度活動内容（113）	年度活動内容（114）
年度活動内容（115）	年度活動内容（116）	年度活動内容（117）
年度活動内容（118）	年度活動内容（119）	年度活動内容（120）
年度活動内容（121）	年度活動内容（122）	年度活動内容（123）
年度活動内容（124）	年度活動内容（125）	年度活動内容（126）
年度活動内容（127）	年度活動内容（128）	年度活動内容（129）
年度活動内容（130）	年度活動内容（131）	年度活動内容（132）
年度活動内容（133）	年度活動内容（134）	年度活動内容（135）
年度活動内容（136）	年度活動内容（137）	年度活動内容（138）
年度活動内容（139）	年度活動内容（140）	年度活動内容（141）
年度活動内容（142）	年度活動内容（143）	年度活動内容（144）
年度活動内容（145）	年度活動内容（146）	年度活動内容（147）
年度活動内容（148）	年度活動内容（149）	年度活動内容（150）
年度活動内容（151）	年度活動内容（152）	年度活動内容（153）
年度活動内容（154）	年度活動内容（155）	年度活動内容（156）
年度活動内容（157）	年度活動内容（158）	年度活動内容（159）
年度活動内容（160）	年度活動内容（161）	年度活動内容（162）
年度活動内容（163）	年度活動内容（164）	年度活動内容（165）
年度活動内容（166）	年度活動内容（167）	年度活動内容（168）
年度活動内容（169）	年度活動内容（170）	年度活動内容（171）
年度活動内容（172）	年度活動内容（173）	年度活動内容（174）
年度活動内容（175）	年度活動内容（176）	年度活動内容（177）
年度活動内容（178）	年度活動内容（179）	年度活動内容（180）
年度活動内容（181）	年度活動内容（182）	年度活動内容（183）
年度活動内容（184）	年度活動内容（185）	年度活動内容（186）
年度活動内容（187）	年度活動内容（188）	年度活動内容（189）
年度活動内容（190）	年度活動内容（191）	年度活動内容（192）
年度活動内容（193）	年度活動内容（194）	年度活動内容（195）
年度活動内容（196）	年度活動内容（197）	年度活動内容（198）
年度活動内容（199）	年度活動内容（200）	年度活動内容（201）
年度活動内容（202）	年度活動内容（203）	年度活動内容（204）
年度活動内容（205）	年度活動内容（206）	年度活動内容（207）
年度活動内容（208）	年度活動内容（209	

共同生活援助（グループホーム）の質の確保に向けた取組

◎障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（令和4年6月13日社会保障審議会障害者部会報告書）

- （略）グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

◎令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（令和5年12月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）

- ③ 共同生活援助における支援の質の確保
 - グループホームにおける障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方については、グループホームの支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等を来年度以降検討する。

<これまでの取組>

- ・ 令和8年2月に、共同生活援助において守られるべき最低限の基準を示した「**共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン**」を策定。
- ・ **共同生活援助の新規事業所の指定や、既存事業所の運営状況の把握や指導等を行う際に活用いただくための留意点**を整理し、ガイドラインと併せて自治体あて通知。

<今後の取組（予定）>

- ・ ガイドラインに基づいた自己評価等を行うことを**基準省令の解釈通知に位置付ける**。
- ・ **令和9年度から管理者の資格要件（実務経験要件、研修要件）を導入**。全国で管理者研修を円滑に実施できるよう、令和8年度前期に、都道府県等向けの説明会等を実施する予定。
- ・ 共同生活援助の生活支援員・世話人（直接処遇職員）が障害者支援に関する基礎的な知識を習得することができるよう、令和8年度に**直接処遇職員を対象とした研修用教材及びカリキュラムを開発**する予定。また、直接処遇職員が当該研修を受講できるよう、今後、都道府県等による研修実施についても検討を進める。

共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて

概要

グループホームの適切な事業運営の確保のため、指定共同生活援助事業所の運営や支援に関するガイドラインを作成

- ・基準省令や解釈通知の内容を中心に、共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準を提示

ガイドラインの概要

- 共同生活援助に関する人員・設備・運営の基準省令の規定、解釈通知の内容を体系的に整理するほか、以下についても記載
- ・ 障害者福祉の基本理念、権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）
 - ・ 共同生活援助の従業者の役割・要件、共同生活援助が連携すべき関係機関
 - ・ 日常生活の支援の中で行う、利用者の意思の尊重や健康管理
 - ・ 退居や一人暮らし等に向けた支援・退居後の支援、利用者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援
 - ・ 支援の質の向上のための取組（従業者の知識・技術の向上、研修の受講機会の提供、権利擁護に関する設置者・管理者の責務、他の事業所との交流）

(別添資料)

- ・ 事業所が運営状況やサービスを自己評価するためのチェックシート
- ・ 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等の一覧

【自己チェックシート】

[illegible]

ガイドラインを活用した質の確保への取組

- ・ 基準省令第210条の5第5項で「指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている一方、解釈通知等において、その具体的な方策等は示されていない。
- ・ このため、事業者の取組として、「質の評価及び改善を図るに当たって、本ガイドラインを参考にする」旨を解釈通知で示すことを今後検討する。
 - ✓ ガイドラインに基づいた自己評価を事業所ごとに作成し、法人・事業所内での共有やホームページ等での公表を行うほか、地域連携推進会議で報告し、会議の構成員から客観的な助言を受けること等を通じて、支援の改善につなげていくことを想定

（参考）共同生活援助における支援の質の確保等に向けた取組イメージ

【指定共同生活援助の取扱方針（基準省令第210条の5）】

共同生活援助ガイドライン

- ・ 共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準
- ・ 自己チェックシートを活用して自己評価を行い、その内容を公表

【地域との連携等（基準省令第210条の7）】

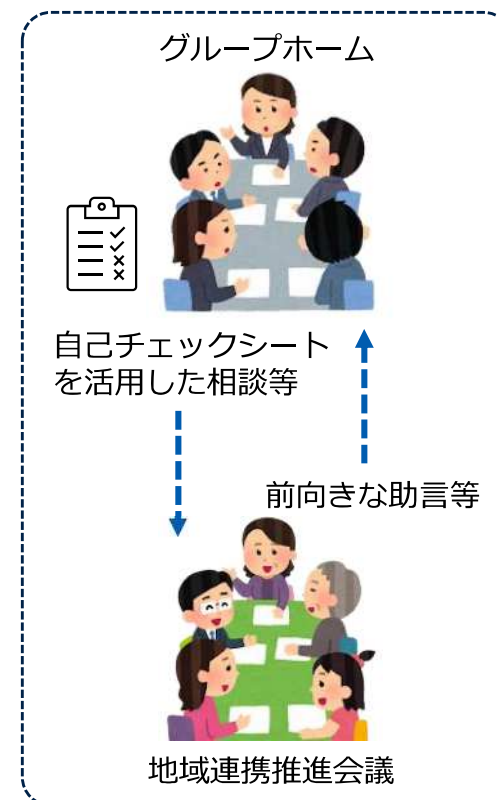
地域連携推進会議（第210条の7第2項、第4項）

- ・ 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者、市町村の担当者等により構成
- ・ おおむね1年に1回以上開催
- ・ 運営状況の報告や必要な要望や助言等を聴く機会を設ける
- ・ 会議における報告、要望、助言等の記録を作成し、公表

指定共同生活援助事業所への訪問（第210条の7第3項）

- ・ 地域連携推進会議の構成員が全ての共同生活住居を見学（外部の目を入れて透明性を確保）
- ・ 住居ごとにおおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が見学する機会を設ける

【自己チェックシートの活用例】



<地域との連携・運営の透明化を通じた支援の質の確保（取組例）>

- ・ 経験の浅い指定共同生活援助事業所が、地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所を見学したり、その事業所の地域連携推進会議に参加
- ・ 地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所が、経験の浅い指定共同生活援助事業所の地域連携推進会議に「共同生活援助に知見を有する者」として参画
- ・ 指定権者だけでなく、事業所が所在する市町村や（自立支援）協議会等からも経験ある事業者を紹介